

国際的な枠組みにおける合意に基づく
輸出規制対象範囲の改正等に係る事前評価書

1. 政策の名称

国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制

2. 担当部局

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 風木 淳

電話番号：03-3501-2800 e-mail : anpo@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成26年5月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

大量破壊兵器等¹の不拡散など安全保障の観点から、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等²に関する貨物・技術（以下「安全保障上機微な貨物等」という。）については、国際輸出管理レジーム³において各国が協調して輸出管理の対象とすべき品目の範囲を議論し、品目リストを合意している。

我が国では、安全保障上機微な貨物等の輸出及び取引に関しては外為法に基づく許可制（以下「輸出規制」という。）を実施しており、国際輸出管理レジームにおける合意等を踏まえ、輸出規制対象品目の範囲を規定している関係法令の見直しを行うこととしている。

今般、国際輸出管理レジームでの合意内容及び国際連合安全保障理事会（以下、「安保理決議」という。）を踏まえ、国際協調の下実施することとしている輸出管理の取組を誠実かつ確実に履行すべく、所要の法令の改正を行うこととする。

(2) 規制の内容

国際輸出管理レジームにおいて合意された輸出規制対象品目のリストを踏まえた品目の範囲の拡大・縮小・明確化及び国連安保理決議を踏まえた一部の対象地域の拡大を図るべく、国内法令の所要の改正を行う。具体的な内容は以下のとおり。

- ・カメラ等について、規制対象の変更【輸出令別表第一の二の項の一部改正】
- ・圧力変換器について、規制対象の変更【輸出令別表第一の二の項の一部改正】

¹ 大量破壊兵器等：核兵器、生物・化学兵器、ミサイル。

² 開発等：開発、設計、製造、使用。

³ 国際輸出管理レジーム：NSG（核関連）、AG（生物・化学兵器関連）、MTCR（ミサイル関連）、WA（通常兵器関連）。

- ・雷管の部分品について、規制対象に追加【輸出令別表第一の二の項の一部改正】
- ・中性子発生装置について、規制対象の変更【輸出令別表第一の二の項の一部改正】
- ・レニウム等について、規制対象に追加【輸出令別表第一の二の項の一部改正】
- ・防爆構造の容器について、規制対象に追加【輸出令別表第一の二の項の一部改正】
- ・発酵槽の部分品について、規制対象に追加【輸出令別表第一の三の二の項の一部改正】
- ・磁気テープ記録装置等について、規制対象から削除【輸出令別表第一の七の項の一部改正】
- ・サンプリングオシロスコープについて、規制対象に追加【輸出令別表第一の七の項の一部改正】
- ・インターネットを利用する方法による通信の内容を監視する装置について、規制対象に追加【輸出令別表第九の項の一部改正】
- ・上記装置の設計用の装置等について、規制対象に追加【輸出令別表第九の項の一部改正】
- ・慣性航法装置等の部分品について、規制対象から削除【輸出令別表第十一の項の一部改正】
- ・中央アフリカについて、一部の規制対象地域に追加【輸出令別表第三の二の一部改正】

(3) 規制の必要性

今次改正は、国際輸出管理レジームでの輸出規制にかかる合意及び国連安保理決議を適切に履行するため等の措置であり、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防ぐために実施する必要がある。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

今回改正対象となる貨物等については、輸出貿易管理令別表第一にその品目名が規定されており、具体的な仕様については省令以下に規定されている。

- 輸出貿易管理令
- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
- 貿易関係貿易外取引に関する省令
- 輸出貿易管理令の運用について

(5) 影響を受け得る関係者

以下の3者が、本改正によって影響を受けると想定される。

- 新たに許可対象範囲が変更になった品目を輸出又は取引しようとする者（民間企業、研究機関等。以下「企業等」という。）
- 国民（消費者・一般事業者）
- 行政機関（輸出規制の審査・検査業務等を行う部局等）

5. 想定される代替案

今般の措置は、国際輸出管理レジームでの合意及び国連安保理決議を踏まえたものに限られており、規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないため、規制の手法等についての代替案は検討しない。

6. 規制の費用・便益

本改正案の実施により、関係者に如何なる影響（費用、便益）が及ぶかについての具体的な比較は以下のとおり。

	費用	便益
企業等 ^(※1)	<p>【許可対象となった品目を輸出又は取引しようとする者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 許可申請手続に係る作業コストの発生（申請手續に係る書類作成、取扱品目が規制に該当するか否かの検索・確認等が必要となる）。 ● 組織内の輸出管理体制の拡大 ● 販売戦略等への影響（相手国・地域や品目によっては輸出又は取引が許可されない事案が想定され、外貨獲得の機会の減少や販売戦略そのものへの影響が生じうる） <p>-----</p> <p>【許可対象外となった品目を輸出又は取引しようとする者】</p> <p>特になし</p> <p>-----</p> <p>【中央アフリカ向けに輸出又は取引しようとする者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事前に許可を得るための作業コストの発生（通常兵器の開発等に用いられるおそれの有無の確認作業。当該おそれがある場合には、許可申請手続き、書類作成等の作業） ● 外貨獲得の機会の減少、企業の販売戦略への影響 	<p>【許可対象となった品目を輸出又は取引しようとする者】</p> <p>特になし</p> <p>-----</p> <p>【許可対象外となった品目を輸出又は取引しようとする者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 許可申請手續に係る作業コストの軽減 ● 組織内の輸出管理体制の縮小 ● 販売戦略への影響（従来、相手国・地域や品目によっては輸出又は取引が許可されない事案の想定されていた品目が許可対象から外れることにより、外貨獲得の機会の増大や販売戦略そのものへの影響が生じうる） <p>-----</p> <p>【中央アフリカ向けに輸出又は取引しようとする者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特になし
国民（消費者・一般事業者) ^(※2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 許可対象へ追加される品目については、間接的な影響として、上記の企業等にかかる費用が国内向け製品に価格転嫁され、費用負担が増加する可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 國際協調的な輸出管理体制の構築により、より強固な安全保障を享受することが可能 ● 許可対象から除外される品目については、間接的な影響として、上記の企業等への便益が国内向け製品の価格低下により還元され、費用負担が低下する可能性あり
行政機関（輸出規制の審査・検査業務等を行う部局等) ^(※1・2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 許可対象へ追加となった品目に係る審査・検査業務の追加発生 ● 許可対象範囲の変更について企業等への周知業務が発生（説明会開催及び資料作成、並びに改正内容を的確に説明・判断するための知見の蓄積等が必要となる） ● 中央アフリカ向け輸出に係る審査・検査業務の追加発生 	<ul style="list-style-type: none"> ● 國際協調的な輸出管理の誠実な履行により、我が国が國際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって我が国及び国際的な平和及び安全の維持へ寄与するとともに、国際的な信頼の獲得が可能 ● 我が国企業等の正常な貿易活動を促進し、我が国経済の健全な発展に寄与 ● 輸出管理の実効性の担保が可能 ● 許可対象外となった品目に係る審査・検査業務の軽減

※1. 企業等に及ぶ費用・便益については、国内のどれだけの企業に許可申請手續に係る作業の追加又は軽減が発生するかの把握が困難であるという点や、輸出管理体制の整備や販売戦略の決定に関するコストの増減は企業毎の個別判断に依存するという点等から、

定量的な分析が困難。同様に、行政機関の実務に及ぶ費用・便益についても左記の点に依存するため、定量的な分析が困難。

※2. 国民や行政機関に及ぶ安全保障の実現・享受等に係る便益については、その性質上定量的な分析が困難。」

7. 政策評価の結果

上記分析のとおり、今般の措置における規制の許可対象品目や対象地域の追加によって、企業、国民及び行政機関すべてについて、許可申請手続に係る作業コストの増大やこれに伴う価格への転嫁といった間接的費用が発生する可能性が増大する一方で、規制の許可対象外になる品目については、逆に当該費用の軽減（＝便益）が見込まれる。しかしながら、上記注釈に記載のとおり、個別品目に関するこれらの事務量や価格転嫁量を把握することは難しく、したがってこれらについての定量的な比較による考察は困難であるといわざるを得ない。

他方で、本改正は、国際的な合意に基づくものであり、改正案の導入によって、国際的な合意である輸出管理を過不足なく誠実に実施することにより、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって国際的な平和及び安全の維持に資するとともに、国際的な信頼の獲得が可能となる。逆に、導入を行わない場合、我が国における国際協調的な輸出管理体制に不備をきたすことになり、これまで築きあげてきた国際的な信用を大きく損ねる可能性がある。また、これらは、我が国企業等の正常な貿易活動を促進し、外為法の最終目的である我が国経済の健全な発展への寄与を実現するものであり、我が国にとっては安全保障上及び経済上の両方のプラス効果が見込まれるため、本改正案を導入することは妥当であるといえる。

8. 有識者の見解その他の関連事項

国際輸出管理レジームにおいて毎年検討されている輸出規制対象品目の見直し（品目の追加、除外等）に対しては、我が国からも安全保障に係る有識者・業界団体からの意見を踏まえて意見提出しており、それらの多くが反映されている。

なお、改正後は、新しい規制への移行の周知や徹底のため、業界説明会などを実施している。

9. レビューを行う時期又は条件

上述のとおり、国際輸出管理レジームにおいて、国際協調的な輸出管理の規制対象品目の見直しにかかる検討は、毎年実施されることとなっている。これに合わせ、我が国でも従来よりほぼ1年に1回のペースで関係法令等の見直しを実施している。今後も、国際輸出管理レジームにおける規制対象品目の拡大・縮減にかかる合意がなされる時期を踏まえ、適切な時期に我が国の輸出規制について検討していく予定。

また、隨時、我が国の輸出管理のあり方などについて、とりまく安全保障環境の変化等を踏まえ、有識者・業界団体と連携しつつ検討しているところである。